

議第 1 号 行田都市計画生産緑地地区の変更（行田市決定）

- 1 行田都市計画生産緑地地区中、太井第 37 号生産緑地地区の一部を廃止する。
- 2 行田都市計画生産緑地地区中、長野第 2 号生産緑地地区を廃止する。
- 3 行田都市計画生産緑地地区中、佐間第 1 号の一部・第 3 号・第 4 号生産緑地地区を廃止する。

[位置及び区域は計画図表示のとおり]

理 由

生産緑地法第 14 条の規定に基づく行為制限の解除により、行田都市計画生産緑地地区を本案のとおり変更するものである。